

大規模小売店舗の営業時間等の変更に関する届出

仙北市公告第 25 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）で第 6 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第 8 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成 24 年 8 月 8 日

仙北市長 門脇 光浩

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーモール

仙北市角館町上菅沢 4 4 2 番 1 外

(2) 変更しようとする事項

① 大規模小売店舗における営業時間

変更前 9 時 00 分～23 時 00 分

変更後 8 時 00 分～23 時 00 分

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 8 時 45 分～23 時 15 分

変更後 7 時 45 分～23 時 15 分

(3) 変更の年月日

平成 24 年 8 月 7 日

(4) 変更する理由

顧客からの要望に応える為。

2 届出年月日

平成24年8月6日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

仙北市角館町中町36番地 中町庁舎 仙北市観光商工部 商工課

(2) 縦覧期間

平成24年8月8日から平成24年12月8日

4 意見書の提出先

仙北市角館町中町36番地 中町庁舎 仙北市観光商工部 商工課

5 意見書に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名及び住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由